

一般財団法人日本土壌協会の常勤役員（専務理事）候補者の公募について

一般財団法人日本土壌協会の常勤役員（専務理事）候補者を公募しますので、お知らせします。

1. 公募する常勤役員候補者の役職
理事（専務理事（常勤）選任予定） 1名
2. 就任予定日
平成29年度通常理事会日（平成29年6月下旬予定）
3. 職務内容
専務理事（常勤）職務内容の詳細、待遇等は職務内容書をご覧ください。
4. 選考の視点
職務内容書において求める資格経験等を踏まえ、公募ポストの役員としての適性を有しているかどうかを総合的に判断します。
5. 選考方法等
次により選考します。
 - （1）有識者で構成される選考委員会により選考（書類審査：履歴書及び活動実績・抱負書・面接審査）を行い、合格者を決定します。
 - （2）役員への選任手続（予定）
選考合格者は、評議員会において、理事に選任された場合は、理事会による議決により、専務理事（常勤）に選任される予定です。
 1. 選考の結果は、会長の了解後、合否にかかわらず全員に通知いたします。
 2. 審査の過程に関するご質問につきましては、一切お答えできません。
6. 応募方法
 - （1）公募期間
平成29年6月1日（木）～平成29年6月23日（金）
 - （2）応募資格経験等
職務内容書をご覧ください。

(3) 応募書類

履歴書

学歴、職歴、資格等の必要事項を記入して下さい(連絡先も明記のこと)。
(3ヶ月以内に撮影した上半身正面の写真(縦4cm×横3cm)を添付)

活動実績・抱負書(土づくりに関する活動実績、取組抱負)

A4 2枚(2,000字)以内に

応募書類は返却いたしません。

(4) 提出期限

平成29年6月23日(金)午後5時(必着)

(5) 送付先

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-58 パピロスビル6階

一般財団法人日本土壌協会 総務部 あて

一般書留により、封筒には「役員応募書類」と朱書きして下さい。

なお、直接持参も可(この場合も封筒に入れ、封筒には「役員応募書類」と朱書きして下さい。)

7. その他

(1) 提出された書類等の個人情報については、本選考以外には使用いたしません。

(2) 最終合格者には、健康診断書(過去1年以内に受診した健康診断結果の写し)を提出していただきます。

8. 応募に関する問合せ

一般財団法人日本土壌協会 総務部長 大野 圭造

電話番号 03-3292-7281

職 務 内 容 書

一般財団法人日本土壌協会 専務理事（常勤）

【公募対象ポストに求められる役割】

専務理事（常勤）は、本協会の理事会の構成員として、本協会の業務執行の決定を議決するとともに、会長及び副会長（非常勤）を補佐し、職員を監督し、本協会の業務を執行する。

本協会は、昭和26年に財団法人として発足以来、国、地方公共団体、事業者の方々にご指導ご支援を得て業務の重点を変えながら土地生産力の増進、土壌健全化の促進、環境保全型農業の推進を図ってきている。平成24年4月から公益法人制度改革に伴い一般財団法人日本土壌協会に移行し、現在は特に肥料価格高騰等を契機として一層、重要課題となっている土壌診断とその普及に関する業務に重点を置いて推進している。

こうしたことから、業務執行の中心的役割を担う専務理事としては、特に作物生育との関係での土壌診断や対策に対する深い知識と経験を有し、本協会の経営全般に関する十分な知識及び経験を有するとともに、関係省庁や地方公共団体、民間企業、関係団体関係者との確に連携し、業務の円滑な実施と効率化等に意欲をもって取り組むことができる人材を求めている。

1．法人の業務概要

当協会は、土づくりに関する全国唯一の公益法人として、土壌医検定・資格事業と関連する研修事業（H24年度から）、農家に対する土壌診断と営農改善の支援、土づくり資材の特性や効果の評価試験、堆肥等の品質認証や利用の調査・試験、土づくりに関する普及・啓発活動とともに、環境保全型農業等の推進のための関係協議会等の事務局として活動を行っています。

2．任期

平成29年度通常理事会日（平成29年6月下旬予定）から平成31年度通常理事会日（平成31年6月中下旬予定）までとする。

なお、再任は妨げない。

3．職務内容

（1）会長及び副会長を補佐し、本協会の重要な経営方針の立案に参画するとともに、本協会全体の業務に関する総合調整を行い、業務を執行する。

なお、専務理事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事である。

（2）主な業務として次の事業を総括し、執行する。

土地生産力の増進、土壌健全化の促進、環境保全型農業の推進及びこれに関連す

る分野における次の事業を行う。

- (1) 調査及び研究
- (2) 情報の収集及び提供
- (3) 講演会、講習会等の開催
- (4) 人材の育成
- (5) 資格認定
- (6) 奨励及び表彰
- (7) 出版物の刊行
- (8) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

4 . 必要な資格・経験

本協会の経営運営に積極的に取り組む意欲を有しているとともに、法人の経営全般に関する十分な知識を有すること。

農作物の生育等との関連での土壌診断と対策についての経験、知見を有していること。

人格高潔であり、心身ともに健康であり、高い倫理観を有していること。

ある程度の規模の組織の役員・管理職としての経験を有していることが望ましいこと。

本協会事業実施に有用な資格（技術士等）を所有していることが望ましいこと。

就任時に70歳以下であることが望ましいこと。

5 . 欠格事項等

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第65条（役員資格等）に該当する者は役員となることができない。

6 . 勤務条件

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 勤務形態 | 常勤 |
| (2) 勤務地 | 本協会東京都千代田区神田神保町1-58パピロスビル6階 |
| (3) 勤務時間等 | 本協会役員就業規程による。 |
| (4) 報酬等 | 本協会役員の報酬等の額に関する規程による。 |
| (5) 福利厚生 | 健康保険、厚生年金、健康診断（年1回） |
| (6) その他 | 本協会の規程等に定めるところによる。 |

【参考】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第65条（役員資格等）

（役員資格等）

第六十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法（平成十七年法律八十六号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条にから第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産

処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九の罪、会社更正法（平成十四年法律第百五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）